

令和6年10月24日

**「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について**

近年、区におけるいじめ問題は多様化、複雑化し、かつ件数も増加傾向にあります。いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめ重大事態が令和5年度に4件発生しましたが、令和6年度においても新たに2件発生するなど、これまでになく厳しい状況となっています。

区は、今後の区におけるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」(以下「条例」という。)の制定に向けて、子どもや保護者、教職員へのアンケート等を実施するなど、様々な意見聴取を行いながら、検討してきました。

こうした検討を踏まえてとりまとめた条例骨子原案について、杉並区いじめ問題対策委員会において審議を行い、条例骨子案を策定したので、以下のとおり、取組を進めることとします。

**1 区民等意見聴取の概要(別紙1)****(1) 子どもからの意見聴取**

区立学校に在籍する小学校5・6年生及び中学生を対象としたアンケートを実施。

**(2) 保護者・教職員等からの意見聴取**

区立学校に在籍する児童生徒の保護者を対象としたアンケート及び区立学校の校長等を対象としたアンケートを実施するとともに、区立学校のPTA団体との意見交換を実施。

**(3) 杉並区いじめ問題対策委員会における審議**

令和6年8月6日開催の杉並区いじめ問題対策委員会において、条例骨子原案について審議。

**2 条例に盛り込む主な事項(別紙2)****(1) いじめ防止対策推進法を踏まえた基本的な事項**

- 条例の目的及び基本理念
- いじめの禁止
- 区、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務等
- いじめ防止基本方針の策定
- いじめの防止等のための措置、啓発活動等(相談体制の整備)
- 重大事態への対処((仮称)杉並区いじめ問題調査委員会の設置)

**(2) 区民等の意見を踏まえた事項**

- 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めること等を規定する。
- 区民等及び関係機関は、区及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めること等を規定する。
- 教育委員会及び区立学校は、当該区立学校においていじめを行った児童生徒に対する指導を行うほか、当該児童生徒の背景にある事情等に注意を払いながら、必要な支援を行うことを規定する。

**3 今後の主なスケジュール(予定)**

- |      |    |                        |
|------|----|------------------------|
| 令和6年 | 9月 | 区民等の意見提出手続(9/29~10/31) |
| 令和7年 | 2月 | 令和7年第1回区議会定例会に条例案を提出   |
|      | 4月 | 条例施行                   |